

中学校通学用自転車の購入費用の一部を補助します。



中学生が安全で適切な自転車を用いて通学できるよう支援することで、交通安全の確保、保護者負担の軽減、地域の安心な通学環境づくりを総合的に推進することを目的として、中学校への通学用自転車の購入に対し補助を行います。

対象者

下記の(1)～(4)のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 補助金の交付申請をする日において町内に住所を有し中学校に在学している方
- (2) 通学距離が片道2キロメートル以上で、自転車を購入し通学する方
- (2) 町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない方
- (3) 暴力団員でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方

対象の自転車

補助対象となる自転車は、一般社団法人自転車協会が定める「BAA(自転車安全基準)」等、国または業界団体が定める安全基準を満たしたものとする。

補助金額

購入費用の2分の1(10円未満切り捨て)

通学用自転車1台につき一人1回限り、上限20,000円

※自転車本体に限り、装飾品や部品等の費用は除く。

※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。



申請の流れと必要な添付書類

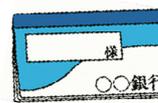
(1) 自転車を購入し、お店から下記の書類をもらってください。

- ① 自転車を購入した際の、領収書の原本
- ② 購入した自転車の安全基準に関する認証等が確認できるものの写し



(2) 補助金申請書に必要事項を記載し下記の書類と一緒に環境防災課へ提出してください。

- ① 領収書の原本
 - ② 購入した自転車の安全基準に関する認証等が確認できるものの写し
 - ③ 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し
- ※申請の際には、印鑑をお持ちください。



(3) 申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/anzen/1002862/1004182.html>



【問い合わせ先】

広野町 環境防災課

電話：0240-27-2114